

平成 22 年 10 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

消費税の免税事業者の条件

消費税は、課税期間に係る基準期間（個人事業者の場合はその年の前々年、事業年度が 1 年である法人の場合はその事業年度の前々事業年度）の課税売上高が 1 千万円以下の場合には、その課税期間の納税義務が免除されます。

新たに事業を始めた場合には、その時点では基準期間の売上げはないわけですから、原則として、免税事業者になります。

ただし、基準期間のない法人のうち、その事業年度開始の日の資本金の額又は出資の金額が 1 千万円以上である法人については、免税事業者にはならない旨の特例が設けられています。

なお、免税事業者であっても届出書を提出することにより課税事業者になることを選択することができます。

個人事業者を始めて 3 年目で上記条件からはずれば消費税の納税義務を負うことになります。3 年目で法人成り（資本金 1 千万円未満）をすれば、一定期間の納税義務が免除されます。